

○障害補償年金前払一時金の支給事務の実施について

	昭和56年12月25日地基企第52号 各支部事務長あて 企画課長
第1次改正	昭和59年10月23日地基企第23号
第2次改正	昭和60年10月1日地基企第30号
第3次改正	昭和62年2月1日地基企第3号
第4次改正	平成2年10月1日地基企第21号
第5次改正	平成3年4月1日地基企第14号
第6次改正	平成6年3月28日地基企第15号
第7次改正	平成8年7月29日地基企第53号
第8次改正	平成13年3月21日地基企第16号
第9次改正	平成18年3月31日地基企第22号

標記については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

1 障害補償年金前払一時金の額

- (1) 地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）附則第4条の2第1項ただし書の規定による申出を行う場合に選択できる額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ地方公務員災害補償法（以下「法」という。）附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、平均給与額の1,200日分、1,000日分、800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額であって、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を選択することはできないものであること。（別紙1の1参照）
- (2) 法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる「平均給与額」は、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額であること。（第3次改正・追加）

2 障害補償年金の支給停止期間の算定

- (1) 規則附則第4条の4第1項の規定により障害補償年金の支給が停止される期間（以下「支給停止期間」という。）は、年金額の増減に伴い変動することとなるので、予め算定することはできないものであること。なお、支給停止期間の算定は、実務上年金の支払期日ごとに行うものとする。こと。（別紙1の2参照）
- (2) 規則附則第4条の4第1項第1号の「障害補償年金前払一時金が支給された月」とは、障害補償年金前払一時金が現実に支払われた月をいうものであること。（第2次改正・一部）
- (3) 規則附則第4条の2第1項本文の申出の場合における規則附則第4条の4第1項第1号の「障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の法第40条第3項に定める支払期月から一年を経過する月以前の各月に支給されるべき障害補償年金の額」は、障害補償年金前払一時金を支払った月が、障害補償年金の支給事由が生じた日の属する月でかつ最初の年金の支払期日の前月となる時以外には、

600日分、400日分又は200日分に相当する額

(3) 障害加重の場合に、規則附則第4条の2第1項本文の申出を行う場合

(ア) 加重前の障害等級が第7級以上の場合

<例> 加重後 第1級(障害補償年金前払一時金の限度額…1,340日分)
 加重前 第5級(障害補償年金前払一時金の限度額…790日分)
 [1,340日分-790日分=550日分]

550日分、400日分又は200日分に相当する額

(イ) 加重前の障害等級が第8級以下の場合(第1次改正・一部、第3次改正・全部、第9次改正・一部)

<例> 加重後 第7級(障害補償年金前払一時金の限度額…560日分)
 加重前 第8級

$$\left[\begin{array}{l}
 \text{<第7級の限度額>} \times \frac{\text{<規則第27条第1項の規定による年金額>}}{\text{<法第29条第3項の第7級の年金額>}} \\
 W \times 560 \times \frac{131 - \frac{503}{25}}{131} = W \times 473
 \end{array} \right]$$

473日分((注)2参照)、400日分又は200日分に相当する額

(注)1 「W」は、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額を示す。

2 実際の額の算定は、平均給与額に473を乗ずるものではなく、上記の算式により得られた額(円未満切捨て)であること。

2 障害補償年金の支給停止期間の算定例(第2次改正・全部、第4次改正・全部、第7次改正・全部、第8次改正・一部)

(1) 規則附則第4条の2第1項本文の申出の場合

<例> (平均給与額の改定はないものとする。)

平成8年6月5日 治ゆ

平成8年7月6日 障害補償年金の支給決定(障害等級第5級)

平均給与額 12,832円

年金額 12,832円×184日=2,361,088

⇒ 2,361,100円(法第39条の2による端数処理)

平成8年7月25日 障害補償年金前払一時金支給の申出(600日分)

法附則第5条の2第1項の表の額(第5級) ⇒ 790日分
 600日分 < 790日分 < 800日分であるので、選択できる額は
 平均給与額の200日分、400日分、600日分又は790日分のい

しづれかとなる。(規則附則第4条の3第1項本文)

平成8年8月20日 障害補償年金前払一時金の支払
 支払額 $12,832円 \times 600日 = 7,699,200円$

平成8年10月 前払一時金支払後の最初の支払期月
 \Rightarrow 平成9年9月が規則附則第4条の4第1項に定める障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の支払期月から1年を経過する月となる。

平成11年5月7日 障害等級変更(第7級)
 年金額 $12,832円 \times 131日 = 1,680,992$
 $\Rightarrow 1,681,000円$ (法第39条の2による端数処理)

平成12年4月 障害補償年金の支給停止が終了する支払期月
 支給額 $\left[\begin{array}{l} 12年4月期 \\ \text{に支給すべ} \\ \text{き年金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 12年2月 \\ \text{期の残額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} 12年4月 \\ \text{期分に係} \\ \text{る控除率} \end{array} \right]$
 $= 280,166 - 71,555 \times 1.15$
 $= 197,877.75 \Rightarrow 197,877円$

(参考) 控除額(規則附則第4条の4第1項第1号及び第2号の額)の計算例

①平成9年10月期まで(規則附則第4条の4第1項第1号)

各月に支給されるべき障害補償年金の額

8年8月期 $\cdots 2,361,100 \times 1/12 = 196,758 \text{ 1/3} \Rightarrow 196,758$

8年10月期他 $\cdots 2,361,100 \times 2/12 = 393,516 \text{ 2/3} \Rightarrow 393,516$

9年2月期 $\cdots 2,361,100 \times 2/12 + \text{これまでに切り捨てた端数}$
 $= 393,516 \text{ 2/3} + 5/3 = 393,518 \text{ 1/3} \Rightarrow 393,518$

②平成9年12月期以降(規則附則第4条の4第1項第2号)

各月に支給されるべき障害補償年金の額(①と同様の計算) \div 控除率

○「控除率」とは、規則附則第4条の4第1項第2号の「100分の5に当該支払期月以後の経過年数を乗じて得た数に1を加えた数」をいう。

平成9年10月～平成10年9月分 $\Rightarrow 5/100 \times 1 + 1 = 1.05$

平成10年10月～平成11年9月分 $\Rightarrow 5/100 \times 2 + 1 = 1.1$

平成11年10月分以降 $\Rightarrow 5/100 \times 3 + 1 = 1.15$

支給に係る月	支払期月	支給すべき額(A)	控除率(B)	控除額(A/B)	残額	備考
年 月～年 月 平成		円		円	円	
8・7	8月	196,758	—	196,758	(7,699,200) 7,502,442	(前払一時金) 支払額 8月20日 前払一時金支払 10月 前払一時金支払後の最初の支払期月
〃・8～8・9	10月	393,516	—	393,516	7,108,926	
8・10～8・11	12月	393,516	—	393,516	6,715,410	
〃・12～9・1	2月	393,518	—	393,518	6,321,892	
9・2～〃・3	4月	393,516	—	393,516	5,928,376	

〃・4～〃・5	6月	〃	—	〃	5,534,860	
〃・6～〃・7	8月	〃	—	〃	5,141,344	
〃・8～〃・9	10月	〃	—	〃	4,747,828	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.05	374,777.1	4,373,051	経過年数 = 1
〃・12～10・1	2月	393,520	〃	374,780.9	3,998,271	
10・2～〃・3	4月	393,516	〃	374,777.1	3,623,494	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	3,248,717	
〃・6～〃・7	8月	〃	〃	〃	2,873,940	
〃・8～〃・9	10月	〃	〃	〃	2,499,163	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.1	357,741.8	2,141,422	
〃・12～11・1	2月	393,520	〃	357,745.4	1,783,677	
11・2～〃・3	4月	393,516	〃	357,741.8	1,425,936	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	1,068,195	
〃・6～〃・7	8月	280,166	〃	254,696.3	813,499	
〃・8～〃・9	10月	〃	〃	〃	558,803	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.15	243,622.6	315,181	経過年数 = 3 支給停止終了
〃・12～12・1	2月	280,170	〃	243,626.0	71,555	
12・2～〃・3	4月	280,166	〃	243,622.6	(△172,067)	

○ 平成12年4月期が障害補償年金の支給の停止が終了する支払期月となる。(規則附則第4条の4第2項に規定する「支給の停止が終了する月」は平成12年2月である)

(2) 規則附則第4条の2第1項本文の申出の場合で、法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額が、当該被災職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る最高限度額を超えている場合

<例> 法第2条第9項の規定による年金たる補償額の算定の基礎に用いる平均給与額の改定及び同条第11項の規定による総務大臣の定める額の改定は行われな
いものとする。

平成8年6月5日 治ゆ

平成8年7月16日 障害補償年金の支給決定(障害等級第5級)

- ・被災職員の生年月日 昭和17年2月9日
- ・被災職員の平成8年4月1日における年齢 54歳
- ・法第2条第11項の規定による総務大臣の定める額

年 齢 階 層	最高限度額
50歳以上55歳未満	24,322円

- ・法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額 24,432円
- ・当該障害補償年金の額の算定の基礎として用いる平均給与額 24,322円
- ・年金額 24,322円×184日=4,475,248
⇒ 4,475,200円(法第39条の2による端数処理)

平成8年7月25日 障害補償年金前払一時金支給の申出（600日分）
 $\left[\begin{array}{l} \text{法附則第5条の2第1項の表の額（第5級）} \Rightarrow 790\text{日分} \\ 600\text{日分} < 790\text{日分} < 800\text{日分} \text{であるので、選択できる額は平均給} \\ \text{与額の200日分、400日分、600日分又は790日分のいずれかとな} \\ \text{る。} \text{（規則附則第4条の3第1項本文）} \end{array} \right]$

平成8年8月20日 障害補償年金前払一時金の支払
 支払額 24,432円×600日=14,659,200円
 $\left[\begin{array}{l} \text{この場合の平均給与額は、法第2条第4項から第8項までの規} \\ \text{定により平均給与額として計算した額を用いる。} \end{array} \right]$

平成8年10月 前払一時金支払後の最初の支払期月
 \Rightarrow 平成9年9月が規則附則第4条の4第1項に定める障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の支払期月から1年を経過する月となる。

平成9年4月1日 年齢層区分の変更（54歳→55歳）による年金額の改定
 ・被災職員の平成9年4月1日における年齢 55歳
 ・法第2条第11項の規定による総務大臣の定める額

年 齢 階 層	最高限度額
55歳以上60歳未満	23,340円

・年金額 23,340円×184日=4,294,560
 \Rightarrow 4,294,600円（法第39条の2による端数処理）

平成12年2月 障害補償年金の支給停止が終了する支払期月
 支給額 $\left(\begin{array}{l} \text{12年2月期} \\ \text{に支給すべ} \\ \text{き年金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{11年12月} \\ \text{期の残額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{12年2月} \\ \text{期分に係} \\ \text{る控除率} \end{array} \right)$
 $= 715,770 - 538,828 \times 1.15$
 $= 96,117.8 \Rightarrow 96,117\text{円}$

（控除額（規則附則第4条の4第1項第1号及び第2号の額）の計算については(1)の例による。）

支給に係る月	支払期月	支給すべき額(A)	控除率(B)	控除額(A/B)	残 額	備 考
年 月～年 月		円		円	円	
平成8・7	8月	372,933	—	372,933	(14,659,200) 14,286,267	(前払一時金) 支払額 8月20日 前払一時金支払
〃・8～8・9	10月	745,866	—	745,866	13,540,401	10月 前払一時金支払後の最初の支払期月
〃・10～〃・11	12月	〃	—	〃	12,794,535	
〃・12～9・1	2月	745,868	—	745,868	12,048,667	
9・2～〃・3	4月	745,868	—	745,866	11,302,801	
〃・4～〃・5	6月	715,766	—	715,766	10,587,035	4月 年金額改

〃・6～〃・7	8月	〃	—	〃	9,871,269	定
〃・8～〃・9	10月	〃	—	〃	9,155,503	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.05	681,681.9	8,473,822	経過年数=1
〃・12～10・1	2月	715,770	〃	681,685.7	7,792,137	
10・2～〃・3	4月	715,766	〃	681,681.9	7,110,456	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	6,428,775	
〃・6～〃・7	8月	〃	〃	〃	5,747,094	
〃・8～〃・9	10月	〃	〃	〃	5,065,413	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.1	650,696.3	4,414,717	経過年数=2
〃・12～11・1	2月	715,770	〃	650,700	3,764,017	
11・2～〃・3	4月	715,766	〃	650,696.3	3,113,321	
〃・4～〃・5	6月	〃	〃	〃	2,462,625	
〃・6～〃・7	8月	〃	〃	〃	1,811,929	
〃・8～〃・9	10月	〃	〃	〃	1,161,233	
〃・10～〃・11	12月	〃	1.15	622,405.2	538,828	経過年数=3 支給停止終了
〃・12～12・1	2月	715,770	〃	622,408.6	(△ 83,580)	

○ 平成12年2月期が障害補償年金の支給の停止が終了する支払期月となる。(規則附則第4条の4第2項に規定する「支給の停止が終了する月」は平成12年1月である。)

(3) 規則附則第4条の2第1項ただし書の申出の場合

<例> (平均給与額の改定はないものとする。)

平成8年10月2日 治ゆ

平成8年11月26日 障害補償年金の支給決定(障害等級第5級)

平均給与額 13,007円

年金額 13,007円×184日=2,393,288

⇒ 2,393,300円(法第39条の2による端数処理)

平成8年12月2日 障害補償年金の支払(12月期分)

平成9年2月3日 障害補償年金の支払(2月期分)

平成9年3月10日 障害補償年金前払一時金支給の申出(400日分)

①障害補償年金前払一時金の限度額

法附則第5条の2第1項の表の額(第5級)

13,007円×790日=10,275,530円

②平成8年11月から平成9年3月までの期間に係る年金の額

H8.11 2,393,300×1/12=199,441 2/3 ⇒ 199,441円

H8.12-9.1 2,393,300×2/12+2/3= 398,884円

H9.2-9.3 2,383,300×2/12=398,883 1/3 ⇒ 398,883円

合計

997,208円

①-②=10,275,530-997,208=9,278,322円

(600日分) (①-②) (800日分)

したがって、7,804,200円<9,278,322円<10,405,600円である
ので、選択できる額は平均給与額の200日分、400日分又は600日分

〔のいずれかとなる。(規則附則第4条の3第1項ただし書き)〕

平成9年3月27日 障害補償年金前払一時金の支払
支払額 13,007円×400日=5,202,800円

平成9年4月1日 障害補償年金の支払(4月期分)
前払一時金支払後の最初の支払期月
⇒平成10年3月が規則附則第4条の4第1項に定める障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の支払期月から1年を経過する月となる。

平成11年8月 障害補償年金の支給停止が終了する支払期月
支給額 $\left[\begin{array}{c} 11年8月期 \\ \text{に支給すべ} \\ \text{き年金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 11年6月 \\ \text{期の残額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} 11年8月 \\ \text{期分に係} \\ \text{る控除率} \end{array} \right]$
=398,883-167,550×1.1
=214,578

(控除額(規則附則第4条の4第1項第1号及び第2号の額)の計算については(1)の例による。)

支給に係る月	支払期月	支給すべき額(A)	控除率(B)	控除額(A/B)	残 額	備 考
年 月～年 月		円		円	円	
平成 9・4～9・5	4月				(5,202,800)	(前払一時金) 支払額 3月27日 前払 一時金支払 4月 前払一時 金支払後の最 初の支払期月
9・6～9・7	6月	398,883	—	398,883	4,803,917	
9・8～9・9	8月	〃	—	〃	4,405,034	
9・10～9・11	10月	〃	—	〃	4,006,151	
9・12～10・1	12月	〃	—	〃	3,607,268	
10・2～10・3	2月	398,885	—	398,885	3,208,383	
10・4～10・5	4月	398,883	—	398,883	2,809,500	
10・6～10・7	6月	〃	1.05	379,888.5	2,429,612	経過年数=1
10・8～10・9	8月	〃	〃	〃	2,049,724	
10・10～10・11	10月	〃	〃	〃	1,669,836	
10・12～11・1	12月	〃	〃	〃	1,289,948	
11・2～11・3	2月	398,885	〃	379,890.4	910,058	
11・4～11・5	4月	398,883	〃	379,888.5	530,170	
11・6～11・7	6月	〃	1.1	362,620.9	167,550	経過年数=2 支給停止終了
11・8～11・9	8月	〃	〃	〃	(△195,070)	

○平成11年8月期が障害補償年金の支給の停止が終了する支払期日となる。(規則附則第4条の4第2項に規定する「支給の停止が終了する月」は平成11年6月である。)

3 障害補償年金記録簿の記入例(第2次改正・全部、第3次改正・全部、第4次改正・全部、第7次改正・全部)

(上記2の(2)の例)

障 害 補 償 年 金				
支給に係る月	年 齢	支払年月日	支払金額	備 考
平成 8年7月～ 年 月分	歳 54	年 月 日 ・ ・	円	停 止
8・8 ～8・9	54	・ ・		停 止
8・10 ～8・11	54	・ ・		停 止
~~~~~				
11・10 ～11・11	57	・ ・		停 止
11・12 ～12・1	57	平成12・2・1	96,117	

(赤字で記入)

別紙 2

障害補償年金支給停止期間計算調書

支給に係る月		控 除 額		前払一時金残額	備 考
年 月 ~ 年 月 ・ ~ ・	(支給すべき額)	(控除率)			年 月 日申出 年 月 日支払
	円 ÷	=	円	円	
・ ~ ・		÷	=		
・ ~ ・		÷	=		
・ ~ ・		÷	=		
・ ~ ・		÷	=		
・ ~ ・		÷	=		
・ ~ ・		÷	=		
・ ~ ・		÷	=		

(注) 「控除率」とは、規則附則第 4 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する「100分の 5 に当該支払期月以後の経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数」をいう。(第 2 次改正・一部)